

1. 県政運営と知事の政治姿勢について
 - (1) 新年度予算
 - (2) 県民生活を守る対策（雇用、中小企業支援、県民生活支援）
2. 生活密着型公共事業への転換について
 - (1) 県内業者への発注比率の引き上げ
 - (2) 学校など公共施設の耐震化促進
 - (3) 住宅リフォーム助成制度への支援
3. 開発行政について
 - (1) つくばエクスプレス沿線開発（オオタカ保全、根本的見直し、税の減免）
 - (2) 水源開発の見直し（「水マスタープラン」、水源開発の中止）

1. 県政運営と知事の政治姿勢について

日本共産党の山中たい子です。

日本経済は、かつて経験したことのないスピードで悪化しており、昨年10月から12月期の実質国内総生産は年率12.7%の大幅マイナスとなりました。構造改革路線が、内需、家計をないがしろにし、日本の経済を極端な外需頼みの構造にしてしまったことが原因です。

派遣切りで職と住居を同時に失う労働者が急増し、資金繰りの悪化や仕事の減少で中小企業が苦しめられるなど、深刻な事態です。雇用、暮らし、中小企業、農業を応援し、内需を温めることが県政運営に求められています。

ところが、新年度予算は、妊産婦医療費助成を1億円もカットし、出先機関の統廃合などで350人もの県職員を削減します。41都府県は、65歳以上の重度心身障害者の後期高齢者医療制度への強制加入を行っていません。本県も見直すべきでした。

一方で、産業振興、企業誘致のため、港、飛行場、TX沿線開発などを重点に予算をふやす逆さまな運営です。茨城空港には56億5,000万円の予算化です。1日24便、81万人の利用を想定した国内便はいまだに決まっていません。ついに搭乗率保証も検討するという始末です。企業呼び込みの開発行政に何の反省もなく、いつまでしがみ続けるのでしょうか。

債務超過に陥った住宅供給公社、土地開発公社に莫大な税金を投入し、新年度は開発公社が加わりました。3公社の補助金は新年度分を入れると276億円

です。

設立から 49 年の開発公社は、県と一体になって開発を進めてきました。県が債務保証した借金は 1,324 億円で、615 ヘクタールの工業用地を保有しています。2 年後には債務超過の見込みです。破綻が予測されていた時期に、県税投入を条件に、茨城空港ターミナルビル建設を請け負い、昨年は 64 ヘクタールの工業用地を購入してしまいました。

橋本知事は、バブル経済崩壊後の 1993 年に知事に就任し、同時に開発公社の理事長を 9 年間務めました。茨城中央、北浦複合、旧総合流通センターなど、保有土地の 9 割は橋本県政のもとで開発されたものです。知事は、県民に謝罪し、給与を 3 カ月削減すると表明しましたが、それが本当の責任のとり方でしょうか。開発公社の廃止を決断し、企業呼び込み政策を切りかえることを求めるものです。

開発公社は、民法 34 条に基づく財団法人であり、本県と岡山県にしかありません。損失補償について、1999 年の総務省第三セクターに関する指針は、真にやむを得ない場合に限定しています。2003 年には、指針の改定で、原則行わないとしています。2006 年 11 月には、横浜地方裁判所で、第三セクターへの損失補償は違法の判決が出されました。

公益法人改革では、2013 年までに解散し、一般化、公益法人への移行を決めなければならないとしています。

こうした動きの中で、開発公社への莫大な税金投入は拙速であり、撤回すべきと考えます。知事の所見を伺います。

未曾有の経済危機下で、県民生活を守る最重要課題は雇用を確保することです。大企業の解雇、雇止めが加速しています。厚生労働省調査によれば、3 月末までに職を失う非正規労働者が全国で 15 万 8,000 人、県内で 3,000 人を超えます。今やるべきは、これ以上の非正規切りをやめさせること、そのために現行法を最大限活用することです。

土浦市の 50 代男性は、市内の大手製造業工場を昨年 11 月 13 日に即日解雇されました。派遣社員から契約社員となり、身を粉にして会社の増収増益に協力してきました。30 年働き、最後は紙切れ 1 枚かよ、男性の言葉に悔しさがにじんでいました。

つくば市の大手印刷会社の派遣社員であった 20 代男性は、12 月 20 日に解雇されました。解雇予告手当もなく、派遣会社が借り上げたアパートからも追い出され、ネットカフェと車の中で生活をしていました。

二人とも任期満了前の解雇であり、有期雇用契約の中途解除を厳しく規制している労働契約法に違反することは明らかです。

2 月 4 日の衆議院予算委員会で、志位和夫委員長の質問に、厚生労働大臣は、

偽装請負も違法なクーリングも派遣期間に通算されると答弁しました。この答弁は、現行法のもとでも派遣切りをとめる根拠を示すものとして重要です。

こうした政府見解を踏まえて、産業活性化条例で課税免除をしている 1,378 社、さらに、従業員 50 人以上の 3,039 社に対して、雇用確保について直接要請することを求めるものです。知事の所見を伺います。

私は、1 月 20 日、塩川鉄也衆議院議員と、900 人の雇止めを明らかにした日立建機土浦工場に出向き、雇用確保を強く要請してきました。日立建機は、その後、契約社員 500 人の 3 月末での雇止めを撤回しました。

失業者の住まいと職を確保する上でも、当座の生活資金が必要です。生活福祉資金のうち、緊急小口貸付資金と離職者支援資金の 3 % の利子補給をするなど、改善を求めます。

新しい職業能力を身につけたいという願いにこたえることも県の重要な役割です。産業技術専門学院における公共職業訓練は、新卒者と転職者が新たな技能を習得する大切な場です。

農業大学校は、農業産出額全国 3 位の本県農業を支える数多くの農業者を育ててきました。ところが、2004 年度から県立高校と同額の受益者負担金を導入してしまいました。雇用情勢が厳しいときこそ、公共職業訓練の拡充を図るべきです。産業技術専門学院及び農業大学校への希望者全員の受け入れと、授業料は無料に戻すよう求めるものです。

緊急保証制度は、仕事が激減し、資金繰りに苦しんでいる中小企業の経営を守るためのものですが、この間、全国緊急保証制度で 498 件、県セーフティネットで 108 件、借りられない実態がありました。建材業を営む A さんは、今回の県制度を申し込みましたが、1 金融機関の返済がおくれがちなことを理由に、自治体が認定し、保証協会が保証承諾をしても融資が受けられない状態です。

ある金融機関の支店長は、うちは県セーフティネット融資は扱わない。メリットがないからと拒否しました。融資利率が県は 1.6 % から 1.8 % ですが、全国緊急保証制度の場合、金融機関が独自に決められるためです。金融機関が社会的責任を果たさず、貸し渋りするなどあってはなりません。金融機関への指導を強めること、融資制度改善のために、本県の保証料 1 割補助を拡大し、金利及び保証料をゼロに、返済期間の延長を求めるものです。

次に、県民生活支援策についてです。

県内の 48 万世帯が加入する国民健康保険は、国保税が高すぎて払えない中、滞納世帯が 9 万 3,000 世帯、資格証明書発行は 8,000 世帯に上ります。

資格証明書は、医療機関窓口で全額負担となるため、受診を控え、重症化して死に至る痛ましい事態も起きています。

改正国保法で中学生以下は 6 カ月の短期保険証が一律交付され、本年 4 月よ

り施行されます。政府は、1月20日、資格証明書発行世帯が医療の必要を生じ、世帯主が市町村窓口で申し出れば、保険税を納付することができない特別な事情に準ずるとして、短期保険証を発行する方針を初めて閣議決定し、都道府県に通知しました。通知を市町村に徹底し、速やかに実施すること、さらに、資格証明書発行はやめるよう助言すべきです。

子供の医療費助成制度拡充の願いは切実です。長年の県民運動で、対象年齢は小学校入学前まで引き上げられました。県の助成制度を活用した市町村の取り組みも確実に広がり、外来自己負担の肩がわりが21自治体、入院自己負担の肩がわりが13自治体、所得制限撤廃が23自治体、対象年齢の引き上げは13自治体となっています。あと10億円助成すれば、6歳までの完全無料化はできるのです。

群馬県は、本年10月より、中学生まで医療費を無料化します。本県でも、子供の医療費拡充策を図り、中学生まで無料化することについて、知事の所見を求めます。

2. 生活密着型公共事業への転換について

次に、生活密着型公共事業への転換について伺います。

県内の中小建設業もかつてない深刻な状況に置かれています。県建設業協会は、1月26日、県建設業危機突破総決起大会を開催し、受注機会の確保などを求める決議を採択し、知事に要望しました。

私は、先日、協会の役員の方々と懇談を持ちました。役員の方からは、長年、地域に貢献してきた建設業者が、倒産、廃業に追い込まれている。まじめにやっている業者が生き残れるようにしてほしいという訴えを伺いました。

今、県が取り組むべき第1は、県工事について、県内業者への発注率を抜本的に引き上げることです。県工事の県内業者の受注率は、2005年度には83%を確保していましたが、2007年度は79%まで低下し、栃木、群馬より低い現状です。

さらに、国の工事になると、本県の業者が受注できるのは3割台で、栃木の57.8%、群馬の61.3%に比べ、極めて低い状況にあります。新年度の国直轄負担金は県単公共事業を上回る376億円に及んでいます。大型開発中心の国直轄負担金を廃止するなら、県内中小業者向けの公共事業に予算を回すことができます。

第2は、公共事業の重点を生活密着型に切りかえることです。

学校や社会福祉施設など、県の公共施設の耐震補強工事などは直ちに取り組むべき課題です。耐震改修促進計画では、2015年度までに終了することになっ

ていますが、予算を増額し、前倒し発注するなど、早期の計画達成を目指すよう求めます。こうした生活密着型の公共事業は、ゼネコン向けの大型開発とは違い、地元の業者の受注が格段に多くなり、雇用と地元振興にもつながるものです。

第3は、住宅リフォーム助成制度の創設です。この制度では、助成額の20倍以上の工事が実施され、地域経済への波及効果も大きいものです。実施している古河市における2008年度の実績は、189件に助成を行い、工事総額は2億8,000万円、110社の施工業者が参加しています。バリアフリーやトイレ改修など住民の住宅リフォームの要望にもこたえながら、中小業者の仕事起こしにも大きな効果を発揮しています。

私は、2005年第1回定例会の一般質問で、この制度の創設を提案いたしました。景気悪化が中小建設業者を直撃している今こそ、市町村と連携し、制度創設に踏み出すときではないでしょうか。以上、提案した点について、知事の見解を伺うものです。

3. 開発行政について

次に、開発行政について伺います。

総面積1,700ヘクタールのつくばエクスプレス沿線開発は、鉄道と一体で大規模な住宅開発を進めるものです。新年度は112億円を予算化しました。経済情勢が一変したもとで、つくばエクスプレス沿線開発のあり方が問われています。

中根金田台地区に生息するオオタカの保全について、事業者である都市再生機構が設置した貴重動植物生態調査委員会が検討しています。本来、環境省作成の猛禽類保護の進め方に沿って、2営巣期の調査や営巣地を監視する保全策がとられるべきです。ところが、工事中に見つかったまれなケースであるといって、昨年7月の第3回委員会において、都市計画道路周辺にかかる営巣地をほかに移動する代償措置をとることにしたのです。

昨年12月のつくば市議会では、市長公室長が、貴重動植物との共存を図っていくことを基本にまちづくりを進めると表明しています。生態系の頂点に立つオオタカが存在し、繁殖を続けられる環境を残すことは、つくば市が目指すまちづくりとも合致するものと考えています。

オオタカは、環境省マニュアルに沿って保全し、都市計画道路は、区域外への移動も視野に入れ、事業計画の見直しを行うよう、都市再生機構に指導すべきではないでしょうか。生活環境部長に伺います。

沿線開発事業の進捗状況には大きな開きが出てきました。県内8地区の開発

人口は10万2,200人です。ようやく1万人を超えたところです。流山市は、昨年、6万人の人口計画を半分以上に見直し、千葉県は、事業期間を12年から24年に延長しました。人口減少時代に沿線開発地区だけが人口増を見込むことはできません。事業計画の変更によって保留地処分単価は下方修正され、保留地面積は拡大しています。計画どおり販売できるか疑問です。

つくば市内で最も工事が進み、高層マンションや大型ショッピングセンターが建ち並ぶ葛城地区は、1平方メートル当たり8万8,700円です。島名・福田坪地区が1平方メートル当たり9万5,000円、見直しが必要になります。

土地区画整理事業における県財政の負担は、基本事業費と県単独費などの合計で1,000億円になります。また、先買いした県有地を処分できても、将来負担が860億円も見込まれています。

知事は、今年の第4回定例会で、沿線開発事業については、長期の地価下落などにより、平成31年度までを予定する事業の収支は大変厳しい見通しと答弁しました。規模縮小を含めた沿線開発事業の根本的見直しを強く求めます。

開発地区内には、都市計画決定後に宅地並み課税された山林などが多く残されています。換地され、使えるならいいが、税金だけ高くなっている、マムシが出るようなやぶなのに固定資産税は35倍にもなった、うちは59倍だなどの声を聞きました。

流山市や柏市は、市税条例によって、使用収益開始まで、固定資産税、都市計画税を減額しています。地権者の負担を軽減する立場から、税相当額を県として負担するなど、支援策がとれないでしょうか。あわせて企画部長に伺います。

次に、水開発の見直しについて質問します。

私は、2007年第1回定例会で、改定いばらき水のマスタープラン、県長期水需給計画の人口も給水量も、1人1日最大給水量の450リットルについても過大であることを指摘してきました。過大な水需要予測によってダム建設など水源開発を合理化し、高い水道料金を県民に押しつけています。

目標年次2020年の将来人口見通しは297万人です。国立社会保障・人口問題研究所の推計は279万人であり、マスタープランは18万人も過大な予測をしています。

つくば市と守谷市の過去10年間の給水実績を調べてみました。変化が顕著なつくば市は、人口が3万5,000人と3割増加し、1日最大給水量も6万6,000トンから7万1,000トンにふえました。ところが、1人1日最大給水量は、100リットル、実に2割も大幅に減少しました。節水が広がり、研究所や大学など大口利用が見込めなくなったためです。守谷市は、人口が1.2倍、1日最大給水量は1.1倍増加しました。しかし、1人1日最大給水量は20リットルの減少

です。両市とも人口が増加しても、1人1日最大給水量が確実に減少しているのです。改めてマスタープランの見直しを行うよう、知事に求めます。所見をお聞かせください。

改定マスタープランは、1日当たり46万トンもの余剰水を環境用水や危機管理用水として活用する計画ですが、実態はなく、水余りをごまかしています。本県は、改定マスタープランをもとに、県南・県西広域水道の統合を推進する新たな水道整備基本構想を策定しています。ハツ場ダムなどの水源開発を前提に、市町村の将来の水需要を確定して、必要のない水を長期にわたって県民に押しつけようというものです。

2006年度、利根川水系市町村の1日最大給水実績は55万トンです。この地域のくみ上げ可能な市町村地下水許可水量は1日21万トン、既に霞ヶ浦開発、奈良俣ダム、渡良瀬遊水地の安定水利権によって1日42万トンが確保され、合わせて63万トンに上ります。地下水と安定水利権だけで市町村の今後の水需要を十分賄うことができます。新たな水源開発をする必要はありません。ハツ場ダムなど水源開発の見直しについて、知事の所見を伺います。以上で私の第1回目の質問を終わります。

山中たい子議員の一般質問にたいする答弁

〔橋本知事〕

初めに、県政運営と私の政治姿勢について御質問をいただきました。

まず、開発公社に係る予算についてであります。

開発公社につきましては、現在、バブル崩壊後の地価の下落や工業団地の需要の減少などにより、深刻な経営悪化に直面しておりますことから、これまで、県議会の財政再建等調査特別委員会や、公認会計士、弁護士などの専門家で構成されます経営検討特別委員会におきまして、公社の経営健全化のあり方などにつきまして熱心な御議論をいただいていたところであります。

開発公社の新法人への移行と低価法の導入につきましては、制度上は平成25年11月までに行えばよいこととなっておりますが、問題を先送りすることなく、公社のあり方を見直し、早期に健全化のための対策を立てていく必要があると判断して、平成21年度に低価法を導入し、保有土地などの適正な評価を行った上で、今後10年間を見据えた抜本的な対策を講じてまいりたいと考えております。

今回、これらの対策に基づき、平成21年度から開発公社への支援をお願いしておりますが、今後とも、公益法人制度改革の進捗状況や国の対応方針を確認しながら、経営健全化の取り組みを進め、県民の負担ができるだけ少なくなる

ように頑張ってまいりたいと考えております。

次に、未曾有の経済危機下で、県民生活を守る対策についてでございます。

雇用対策のうち、法令を遵守させるべきであるとの事業者への要請を行えということでございますが、労働者派遣法などの法令の遵守につきましては、第一義的には、法令を所管する国、具体的には、茨城労働局、あるいは労働基準監督署が対応しているところであります。

国におきましては、派遣期間の満了後も業務を継続する場合には、クーリング期間中、直接、雇用または請負への切りかえ、その後、再び派遣に戻すといった措置を行わないよう、経営者団体及び労働者派遣や請負を行う事業主団体に対して要請を行いますとともに、指導や助言を行っているところであります。

加えて、県も構成員となっております茨城労働局緊急雇用対策本部におきましては、緊急メッセージを決定したところでありますが、労働基準監督署や職業安定所の方々が、これを携え、直接企業を訪問し、労働者派遣契約の中途解除等を契機とする解雇、雇止めに関する指導などを行っているところであります。

このように、法令の遵守につきましては、国が積極的に取り組んでいるところでありますが、雇用を守ること、あるいは求人確保することにつきましては、県としても一緒になって強力に取り組んでいくことが必要であると考えております。昨年12月には、経済4団体に対し、求人の確保と雇用の維持について、私が直接要請を行わせていただきました。

また、今後とも、御指摘も踏まえまして、企業との意見交換の場などさまざまな機会をとらえまして、雇用の安定確保等について働きかけをしてまいりたいと考えております。

次に、生活福祉資金の貸付利息の無利息化についてでございます。

低所得者世帯や高齢者世帯等の経済的自立などを図る生活福祉資金につきましては、資金使途に応じて、現在、9種類の貸し付けが行われております。

貸付利息は、療養・介護等資金及び修学資金は無利息とされ、その他の資金につきましても年3%の低い利率が設定されているところであります。

貸付利息に対する助成につきましては、各都道府県の実施状況を見ますと、緊急小口資金については3県、離職者支援資金は5都県が実施しておりますが、いずれも緊急避難的に期間限定で実施しているものであり、来年度以降は廃止する県が多いと聞いております。

生活福祉資金は、低所得者世帯等を対象として、国が設けたセーフティネットの一つであります。利息の取り扱いについても、第一義的には、国においてその適切な水準について決定していくべきものであり、必要があれば、適宜、その見直しを図っていけばよいのではないかと考えております。

次に、県立産業技術専門学院及び農業大学校についてでございます。

まず、入学希望者全員を受け入れてはどうかということでございますが、これらの教育訓練施設におきましては、地域ニーズや過去の入学者数、高校生等の進路の動向を踏まえて定員を設け、施設の整備や教員等の配置を行っております。

御提案の入学希望者全員を受け入れることにつきましては、学生が卒業した後、社会に出て就職することを目的として入学してきておりますので、一定の教育レベルを確保して社会に送り出していくことが極めて重要であると考えております。

また、一方では、新たな教員の採用や施設の整備等の問題もございます。

このようなことから、選考試験を実施して、基礎的な学力等に加え、学習意欲や社会性、協調性等の適性を考慮し、受け入れていくことが必要であると考えております。

なお、産業技術専門学院におきましては、入学を希望するニート、フリーターを原則として全員受け入れ、教育訓練と企業実習を組み合わせたデュアルシステムによる訓練を実施しているところであります。

さらに、離転職者訓練につきましても、これまでのところ、希望者全員を受け入れ、再就職に必要な職業訓練を実施しているところであります。

次に、授業料の徴収についてでございますが、職業訓練を実施している民間の専修学校や職業系高校では授業料等を徴収しておりますこと、さらには、ほかの県におきましても有料化が進められていることなどを踏まえて、平成16年度から県立高等学校に準じた授業料を徴収しているところであります。

今後も、引き続き、授業料収入により、施設や設備、訓練内容等の充実を図り、本県産業を支えるものづくり技能者や農業者の育成を図ってまいらなければならないと考えております。

また、両施設とも、授業料の納付が経済的な理由により困難な方に対しましては、授業料の減免措置を講じておりますほか、奨学金制度も活用できることとなっております。

なお、産業技術専門学院における離転職者訓練や、農業大学校におけるいばらき営農塾につきましては、受講料を無料としております。

次に、中小企業の資金繰り支援策についてでございます。

信用保証協会や金融機関では、国や県からの要請もあり、企業の経営実態や特性を十分踏まえた上で、前向きに融資申し込みの審査に努めてきていると聞いております。この結果、セーフティネット融資は多くの利用が図られ、中小企業の資金繰りに貢献をしているところでございます。

しかしながら、このような金融機関等の融資態度にもかかわらず、企業の財

務状況によりましては、明らかに融資するには無理があり、残念ながらその要望にこたえられない場合がどうしても出てまいります。

今後とも、中小企業の資金繰り需要にできるだけこたえられるよう、既存借入金の借りかえによる期間の延長や、元金の返済猶予などの条件見直しについて、引き続き、信用保証協会や金融機関に対し要請してまいります。経営内容から見て、融資が無理な場合があることは御理解を願いたいと存じます。

次に、緊急保証枠の改善についてでございます。

緊急保証枠などの県の制度融資は、県が融資額の一部を無利子で金融機関に預託し、残りを金融機関が負担して融資を行っているところであります。

金利は、金融機関の資金調達や融資実行に伴う経費に充てられるものであり、融資制度を運営していく上でどうしても必要になってまいります。

また、信用保証料は、中小企業信用保険の保険料や、最近、とみにふえてきております代位弁済に伴う損失の補てんなどに充てられるものでございまして、信用保証制度の運営上、必要になってまいります。

金利と信用保証料につきましては、金利は関東7都県の中でも低い方となっておりますし、また、信用保証料を補助しているのは2都県のみでございまして、現在の本県の大変厳しい財政状況などにかんがみますと、これらをゼロにすることは極めて難しいと考えております。

融資期間につきましては、セーフティネット融資の緊急保証枠として制度を創設したため、従来のセーフティネット融資と同様に7年に設定されておりますが、借りかえ制度により、償還期間を延長することが可能となりますので、これにより対応していきたいと考えております。

次に、県民生活の支援についてお答えいたします。

まず、国民健康保険に係る被保険者資格証明書の取り扱いについてでございます。

資格証明書は、事業の休廃止や病気など、保険料を納付できない特別な事情がないにもかかわらず、長期にわたり滞納している方に対し、国民健康保険制度の公平性と国保財政の健全化を確保する観点から交付されているものであり、その取り扱いについては、国の法令、通知により厳格に定められているところです。

したがって、県において、この法令、通知と異なるような取り扱いをするよう市町村に働きかけを行うことはできませんが、資格証明書の交付に際しては、文書による事前告知だけでなく、電話や戸別訪問等を行うなど、経済状況等について十分に実態を把握した上で行うよう、市町村の担当課長会議や担当者研修会、さらには技術的助言指導等において周知徹底を図ってきているところであります。

なお、中学生以下の子供につきましては、本年４月１日から、親等が資格証明書交付の対象となった場合でも、被保険者証を交付するよう法改正が行われたところであります。

また、資格証明書交付世帯であっても、医療を受ける必要が生じ、かつ医療費の一時支払いが困難である旨の申し出があった場合は、短期被保険者証を交付することができるとの国の考え方が示されました。

これらを踏まえ、今後とも、市町村において適切な運用がなされるよう助言に努めてまいります。

次に、乳幼児マル福に係る対象年齢の拡大等についてでございます。

私が知事に就任いたしました平成５年当時は、１歳未満のみの入院、外来を対象として乳幼児マル福制度が運用されておりました。翌平成６年１０月には、入院について３歳未満の乳幼児まで拡大し、平成９年１月には外来も対象としたところであります。さらに、平成１７年１１月には、入院、外来とも小学校就学前まで対象年齢を拡大し、本県の乳幼児マル福制度を全国レベル並みに引き上げてきたところであります。

現在の他県の状況を見ましても、小学校入学前までの入院、外来を対象としているところがほとんどであり、中学生まで対象としているところは、外来で東京都のみ、入院で４都県という状況になっておりますので、県の財政状況が極めて厳しい中、現段階で中学生まで対象年齢を拡大することは財政的にも難しいものと考えております。

次に、生活密着型公共事業への転換についてお答えいたします。

まず、県内業者への発注比率の引き上げについてでございます。

県内の建設業は、地域経済を支える基盤産業でありますとともに、災害時には、道路や河川など、社会資本の復旧事業に当たるなど、地域を支える大変重要な役割を担っております。

こういった観点から、これまでも、県公共工事の発注に当たりましては、官公需法等に基づき、技術的に施工可能なものにつきましては、県内業者への発注に努めてまいりました。

技術的難易度の高い工事につきましても、県内業者を構成員に加えたＪＶで発注することにより、県内業者の受注機会の確保と技術力の向上を図ってきたところございまして、近年では、特殊な工事におきましても、県内業者が受注する事例も出てきております。

これらの結果、議員御指摘の県内業者に対する発注比率につきましては、平成１２年度の７３％から、平成１９年度には７９％へと上昇してきております。平成１９年度は、群馬、栃木と比べて下位に位置しておりますけれども、平成１８年度は、群馬、栃木よりも上位に位置しているところございまして、近年では、

これらの県と比較しても大きな差異は生じておりません。

一方、国の直轄工事につきましては、圏央道や港湾など、本県においては大規模工事が多いところから、県内業者への発注比率が低くなっているのではないかと考えられます。しかしながら、これらの工事につきましても、県が工事費の約3分の1を負担しておるところでございます。地域への経済効果などを勘案しますと、J Vの活用なども含めて、県内業者への発注比率を高めていただくことが必要と考えております。

そのため、これまでも機会あるごとに国に対し要請を重ねてきたところでありますが、今後とも、引き続き、県内業者へ発注するよう働きかけてまいりたいと存じます。

次に、学校など公共施設の耐震化の促進についてでございます。

国の中央防災会議の想定では、本県でも、南西部を中心に、32市町村で震度6弱以上の地震が生じるおそれがあるとされており、学校など公共施設の耐震化は大変重要な課題でありますことから、県では、耐震改修促進計画を策定し、計画的な耐震化に取り組んできております。

お尋ねの耐震化の現状についてでございますが、平成20年4月現在で、計画対象となる県有施設の耐震化率は72%となっております。

なお、この耐震化率の現況につきましては、昨年9月に公表したところでありますが、今後とも、毎年、更新、公表していくこととしております。

今後の見通しのうち、耐震診断についてでございますが、今年度は、当初予算に加え、9月の補正予算により、学校などの耐震診断を実施いたしました。

さらに、平成21年度予算においても、今年度当初予算の1.2倍の予算を計上し、平成22年度中の完了を目標に耐震の診断を進めてまいります。

また、耐震補強工事につきましても、国の地域活性化・生活対策臨時交付金などを活用して学校施設の前倒し工事を実施いたしますとともに、今定例会において、今年度補正予算、来年度当初予算、合わせて約15億円を提出させていただいたところであり、平成27年度中の耐震化の完了を目標に、積極的に耐震補強を進めてまいりたいと考えております。

耐震改修促進計画の対象としている県有施設の多くが、多数の県民が使用されます施設や防災拠点などでありますことから、国の各種制度も最大限活用しつつ、目標の達成を目指してまいります。

次に、住宅リフォーム助成制度への支援についてでございます。

住宅のリフォームを進めていきますことは、良質な住宅ストックを形成する観点から、重要であると考えております。

議員御指摘の市町村が設けております助成制度でございますが、地域産業活性化の観点などから、市町村内の工務店などにリフォーム工事を依頼する場合

を対象としているところをございまして、制度の趣旨からしても、市町村が主体となって行っていくことがふさわしいと考えております。

また、この住宅リフォーム助成事業につきましては、地域住宅計画に位置づけることにより、国の地域住宅交付金を活用することができますことから、県としましても、市町村に対し、その制度の利用促進を働きかけてまいりたいと存じます。

なお、リフォームに当たりましては、悪質な業者の存在や、維持管理相談先がないなどの課題がありますため、県でも、リフォームアドバイザーによる相談や、住まいの情報ガイドブック、ホームページなどを通じた住宅情報の提供、さらには、昨年度、茨城あんしんリフォーム・住まいづくり協議会を設立して、優良なリフォーム事業者を登録し、その情報の公開を行っているところであります。

次に、水源開発の見直しについてお答えいたします。

まず、水のマスタープランについてでございます。いばらき水のマスタープランは、平成18年3月の新茨城県総合計画の策定により、水需要推計の基礎となる将来人口、経済見通しが見直されたことや、地球温暖化問題、環境に配慮した水利用問題など、水資源を取り巻く状況が大きく変化していることを踏まえ、平成19年3月に改定したものでございます。

この総合計画では、御指摘の国立社会保障・人口問題研究所と異なり、つくばエクスプレス沿線開発などの今後の人口増加要因等や企業誘致などの政策的要素も考慮し、人口を推計しているところをございまして、水のマスタープランはこの総合計画をベースにしているものでございます。

また、水需要は、長期的、総合的な視点から見る必要があり、平成元年度から平成18年度で県全体の1日最大給水量を見ますと、約21%増加しているところであります。今後も、地下水から水道への転換に伴う給水人口の増加や、核家族化による世帯数の増加などから、水需要の増加が見込まれるところをございます。

こうしたことから、今すぐ現在の水のマスタープランを見直すことは考えておりません。

次に、ハッ場ダムなど水源開発の中止についてでございます。完成済みの水資源開発施設で水需要は賄えるだろうとの御指摘でございますが、水道用水の需給につきましては、取水地点や供給区域により制約がありますため、個別の給水系ごとにその実態を見ていく必要がございます。

平成18年度で見ますと、県南広域水道用水供給事業の利根川給水系や、県西広域水道用水供給事業の水海道給水系におきましては、完成済みの水資源開発施設で確保している水量では、需要の約半分しか満たすことができない状況に

なっております。

このため、現在開発中のハッ場ダム等の完成を前提とした暫定水利権により、県南広域水道利根川給水系においては日量約 4 万トン、県西広域水道水海道給水系においては日量約 1 万 5,000 トンを給水している状況にあります。

利根川水系全体の需要実績は、平成 18 年度では日量約 61 万 1,000 トンとなっておりますが、今後、つくばエクスプレス沿線開発等による人口増加、世帯数の増加、地下水から水道への転換等が見込まれますことから、平成 32 年の水道用水の需要は日量約 85 万トンになるものと推計しております。したがって、この水需要に対応するためには、ハッ場ダムや湯西川ダムなどの水資源開発施設は必要不可欠なものと考えております。

〔馬場生活環境部長〕

開発行政についてお答えいたします。

つくばエクスプレス沿線開発の中根金田台地区のオオタカ保全についてでございます。中根・金田台特定土地区画整理事業につきましては、環境影響評価において、事業計画地でオオタカの生息が認められるものの、営巣は確認されていないことから、計画地は行動圏の一部として利用されていると考えられるが、計画地の周辺地域にはえさ場となる類似の自然環境が広がっており、地域全体としての生息環境は確保できると予測されたところであります。

その後、事業主体の都市再生機構は、事業計画認可を受けて、平成 17 年度から仮設道路等の工事を開始しましたが、事業計画地南部で埋蔵文化財の調査が行われていた平成 19 年 4 月にオオタカの営巣が確認されたところであります。

このため、都市再生機構は、埋蔵文化財調査と周辺での工事を中断するとともに、オオタカの生息状況調査を行い、平成 20 年 3 月には、野鳥の専門家等で構成する中根・金田台地区貴重動植物生態調査委員会を設置したところであります。

この調査委員会は、本年 1 月までに 6 回開催され、オオタカの営巣地域の保全の方策、営巣に適した林やえさをとる場所の確保の方策などに関し協議が行われてまいりましたが、現在、これらを踏まえたオオタカの生息環境の保護方針について検討が進められているところであります。

県といたしましては、今後作成される保護方針を踏まえて、適切な保護対策を講じていくよう、事業主体である都市再生機構を指導してまいります。

〔清瀬企画部長〕

つくばエクスプレス沿線開発についてお答えいたします。

まず、規模縮小を含めた根本的見直しについてでございます。つくばエクス

プレス沿線開発は、大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法などに基づく土地区画整理事業及び県有地の先行取得事業、いわゆる先買い事業によりまして、多数の地権者の方々の御協力を得て進めておりますが、長期の地価下落などの影響によりまして、現時点で約 860 億円の将来負担が見込まれているところでございます。

議員から、事業規模、事業区域の縮小という御提案をいただきましたが、これを行うには、まず第一に、県が事業を施行しております伊奈・谷和原丘陵部、島名・福田坪、上河原崎・中西の 3 地区だけでも約 2,500 人に及ぶ地権者の方々がおりますので、これらの地権者の方々と再度の協議を行いまして理解を得ていく必要がございます。

また、土地区画整理事業の特性といたしまして、地権者の土地を減歩することにより、道路や公園などの公共施設用地や、事業の経費に充てるための保留地を捻出いたしますが、つくばエクスプレス沿線では既に公共施設の一部は整備が完了しておりますし、また、保留地につきましても、第三者に処分し、そこにマンションが建設されているものなどがございますので、これらの土地についての権利関係や費用負担などを再整理することも必要となってまいります。

さらには、先行取得をした県有地につきましては、処分を前提としておりますので、仮に事業規模、事業区域を縮小した場合、その地区外となる県有地につきましても未整備の状態で残り、処分価格も大幅に下落してしまうことから、むしろ将来負担額の増加が懸念されるところでございます。したがって、規模縮小は現実的には困難であるというふうに考えてございます。

しかしながら、将来負担額の抑制は大きな課題でございますので、国庫補助事業の積極的導入や、整備計画の見直しによる事業費の縮減などに取り組むとともに、あらゆる営業努力を行いながら、できる限りの早期処分に努めてまいりたいと考えております。

次に、固定資産税などの税の減免についてでございます。

つくばエクスプレス沿線開発につきましては、都市計画事業により整備するため、事業着手時に開発区域を市街化区域に編入しておりますので、開発区域内の山林や雑種地なども固定資産税は宅地並みに課税されることとなっております。このようなことによる固定資産税の増加につきましては、税制上、負担調整措置が講じられておりまして、宅地並み課税初年度の課税標準額は固定資産税評価額の 20% となっているところでございます。2 年目以降はそれが 5 % ずつ加算されるわけでございますが、つくば市は独自の固定資産税減免措置を講じておりまして、仮換地が使用収益開始されるまでの間、2 年目以降も基本的に課税額を初年度と同額に据え置くこととしております。

議員御提案の支援策は、開発区域内の山林や雑種地などの固定資産税が高額

であるという御認識に基づきまして、実質上、税額の軽減を求められているものと思いますけれども、固定資産税負担の緩和の必要性につきましては、本来、固定資産税課税主体である市が判断すべきものでございます。

特につくばエクスプレス沿線開発地区に限りまして、県が開発者であることのみをもって、その固定資産税軽減のための支援を県が行うことにつきましては、合理的な理由がないと考えております。

なお、県といたしましては、土地区画整理事業の施行者として、造成工事等により地権者が所有地を使用できない期間につきましては、固定資産税相当額の借地料を支払うなどの対応をしておりますので、引き続き、地権者の方々の御理解を得ながら事業を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

山中たい子議員の再質問

知事に再質問をさせていただきます。

地下水は良質な水道水源です。私どもは、ダム建設ではなく、地下水の適切な利用を提案をしてきました。利根川水系だけでも市町村許可水量は1日21万トンもあります。本県は、ハッ場ダムなど水源開発を進め、一方で、県の水道への切りかえのため、地下水の利用を制限しています。特につくば市など県南・県西地域は、地盤沈下が沈静化したにもかかわらず、くみ上げ規制を行っています。

昨年10月、TX研究学園駅前に大型のショッピングセンターイーアスつくばがオープンをしました。このイーアスは、2本の井戸で地下水をくみ上げています。これを認めたのは県知事です。

次に、中小企業の資金繰り支援策です。

中小企業の資金繰り支援策について、建材業を営むAさんの場合、自治体が認定し、保証協会が保証承諾をしても融資が受けられないという、この状態があるということをよくよく考えていただきたいと思います。

それから、県セーフティネット融資を扱わない金融機関をなくすべきだと思いますので、その点での御答弁もお願いします。

さらに、雇用確保の問題で、課税免除している1,378社、従業員50人以上の3,039社に対して、直接、雇用確保について要請することを知事として行うのかどうか、この点について御答弁ください。

〔橋本知事〕

再質問にお答えいたします。

自治体や信用保証協会が認めてもだめということでございますけれども、こ

これは、自治体、あるいは信用保証協会が認めたといたしましても、銀行の方で、この企業が、将来、返還できないだろうということになりますと、それはあくまで経済的な判断として銀行が行っていくことになるわけでございますので、それまでとめるわけにはいきません。例えば、明らかに破綻が見込まれるというものについてオーケーとしたのでは、これは野放図になってしまうわけでございます。

それから、全部扱わせるということにつきましても、これもいろいろ支店等もたくさんございますので、なければ不便な地域というのはどういうところがあるのか、また御指摘いただければ、そういう面での努力もしてまいりたいと思います。

それから、直接、雇用の確保について、免税をしている会社等については働きかけるべきだということでございますけれども、先ほども申し上げましたとおり、私自身も商工4団体に強く要請をしておるところでございますので、要請は、多分、加盟しているところについてはすべて行っておることと思います。

また、ぐあいが悪いお話がございましたら、言ってきていただければ、直接、幾らでも指導に入ってまいりたいと思っております。これを全部回っていると、何千という数でありますから、朝から晩まで回っても、とてもそう簡単に終わらないわけでございますので、私自身が回ることは不可能でありますし、先ほど申し上げましたように、一応、労働局の方でつくりました協議会におきまして、決定いたしました事項を持って、職安その他の方たちが企業を回っておるところでございますので、それで今のところは足りているのかなと思っております。